

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な企業統治こそが事業発展のために重要であると考えております。その実現のために、株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を保ち、それぞれの意見を適切に企業運営に反映させていくことが事業発展に不可欠であり、そのためにはまず企業運営の推進役である取締役及び取締役会が健全に機能することが必要であると考えております。また、継続的な業績の向上による事業規模の拡大と企業価値の増大に取り組むとともに、積極的に経営組織体制を整備し、内部統制の充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】

現時点では、パソコンやスマートフォンなどを用いたインターネットによる議決権行使手段を提供しているのみで、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりませんが、機関投資家や海外投資家が議案検討に十分な期間を確保できるよう議決権電子行使プラットフォーム導入及び招集通知の英訳について検討しております。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は年齢、性別、国籍等に関わりなく、能力のある人材を採用し、公平に評価し、適切なポジションへ登用していくことを人事の基本方針に据えております。この基本方針の下、当社では女性の採用・登用のみならず、外国籍の社員の採用・登用も積極的に進めております。

当社は公平な人事制度の運用を基本方針として掲げており、具体的な目標の設定はしていません。

中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針及び実施状況については有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】

当社グループでは、『自立』『共生』『創造』を基本理念とし、世界のお客様に健康という大きな幸せを提供します。』という企業理念の下、企業活動を通じて、環境・エネルギー問題や社会課題に対応してまいります。

サステナビリティ関連のリスク及び機会の監視及び管理は、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会において実施しており、発生頻度や予測される影響度などに基き、評価及び対応策の検討や対応状況の管理等を進めております。マテリアリティ(重要課題)については、特定に向けてリスクマネジメント委員会及び関係部署にて協議を進めております。

気候変動に対する取り組みとしては、温室効果ガス排出量の実態把握や、温室効果ガス排出削減に向けた具体策などを優先し、2024年度より温室効果ガスの排出量の算定をスタートさせました。政府が掲げている2050年までのカーボンニュートラル実現に向けて、当社においても継続的な削減を目指していく考えです。

なお、気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響といったTCFDの枠組みに基づく開示については、今後検討してまいります。

人的資本に関する取り組みについては、有価証券報告書P11～P12に記載しております。

URL: <https://www.seirogan.co.jp/ir/ir/yuho.html>

知的財産への投資について、当社は医薬品事業、感染管理事業ともに高い研究開発力を中心に事業を構築していることから、知財戦略会議において知財の取得及び活用について検討を行っております。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社の資本コストは8-9%程度であることを踏まえ、経営指標としてROE目標を10%超としております。

現時点においては中期計画を公表しておりませんが、来期以降、医薬品事業の供給体制の強化に向けた投資など、一定の投資が先行することから、投資家・株主の皆様の中長期的な成長ストーリーをお示しする必要性が高まっていると認識し、現在、中期経営計画を策定しておりますので、策定後には速やかに公表いたします。

【補充原則5 - 2 事業ポートフォリオに関する基本的な方針】

今後、中期経営計画の公表と併せて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社が行う事業において、取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、他社の株式や持分を取得・保有する場合があります。政策保有株式を取得・保有する場合には、取締役会において、中長期的なリスクとリターンを踏まえた経済合理性を十分検証したうえで、意思決定いたします。

なお、政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使する方針であります。そして、株主価値を毀損するような議案につきましては、肯定的な判断を行いません。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、全ての役員に対して、年1回、関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について適切に管理する体制を構築しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は確定給付企業年金であります。通常の確定給付企業年金と異なり、給付利息額が直近の国債の利回りに応じて変動し、積立不足が発生しにくい仕組みとなっております。

更に、当該年金資産は大手生命保険会社の一般勘定で運用されており、当該生命保険会社が元本と最低利回り(1.25%)を保証する運用方法となっております。このように極めて安定的な当該年金資産の運用が見込まれることと、生命保険会社の一般勘定での運用という性質上、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ活動は限定的となっております。

しかしながら、今後の運用成績をモニタリングしながら、できる範囲の中で当該年金資産の運用先への働きかけを行ってまいります。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 企業理念やスローガンを定め、役員・社員に浸透させることに日々努めております。また、それらを前提とした経営計画を策定しております。当社では経営計画の詳細は開示しておりませんが、潜在的投資家・株主の皆様の投資判断に資する内容を、決算発表資料や当社ウェブサイト上の社長メッセージ等の形で開示しております。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載し、開示しております。

() 取締役(監査等委員を除く。)の報酬については、指名報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会において決議を行っております。指名報酬委員会においては各職位とその責任範囲、在任年数や市場データ、当社業績等を総合的に勘案して、個別報酬額を決定しております。

さらに当社では、取締役会で定めたルールに基づき、業績に応じて、業績連動賞与を支給するとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を付与しております。

() 取締役候補者の選任については、業績改善と成長戦略の実現という課題を踏まえ、必要なスキルマトリクスを検討の上、人物や経験等の総合的な評価により、指名報酬委員会において候補が提案され、取締役会において最終的な候補者を決定しております。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任については、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において候補者を決定しております。

() 取締役の選任に当たっては、株主総会招集通知に、個々の略歴(取締役については当社における地位及び担当を含む)、重要な兼職の状況、保有株数に加え、個々の選任理由を記載し、株主に対し主体的な情報発信を行っております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会規程、裁権規程等により、取締役会で決議する事項、取締役会の補足機関である経営会議にて決議する事項、代表取締役社長以下取締役、執行役員及び部門長にて決裁できる事項を明確に定めております。具体的には、重要な業務執行のうち、M&A、組織再編、多額の資産の取得・処分等については、取締役会の決議事項としておりますが、日常の業務執行については、経営会議や代表取締役社長以下取締役、執行役員及び部門長にその権限を委譲しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、監査等委員会設置会社として、独立性の高い社外取締役3名を設置しております。なお、独立性の基準としては、東京証券取引所が定める独立役員の基準を参考に、当社との間に利害関係がない等客観的な独立性を、その基準としております。

【補充原則4 - 10 任意の委員会の構成の独立性に関する考え方・権限・役割等】

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役総数6名のうち、独立社外取締役は3名となっております。経営陣幹部・取締役の指名・報酬については、特に独立性・客観性及び説明責任の強化が必要であることから、任意の指名報酬委員会を設置し、適切な関与・助言を得ております。指名報酬委員会は独立社外取締役2名と社内取締役1名で構成されており、独立社外取締役を過半数とすることで独立性・客観性を高めております。

指名報酬委員会では、「取締役の選解任に関する方針と手続き」、「取締役候補者の原案」、「後継者育成計画」、「取締役の報酬に関する事項」等について審議及び提案を行います。

【補充原則4 - 11 取締役会の多様性に関する考え方等】

取締役候補者の選任については、業績改善と成長戦略の実現という課題を踏まえ、必要なスキルマトリクスを検討の上、人物や経験等の総合的な評価により、指名報酬委員会において候補が提案され、取締役会において最終的な候補者を決定しております。

また、選任手続については、上記方針にて取締役候補者を決定し、株主総会付議議案として取締役会で決議した後、株主総会に議案として提出するという手続となっております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

社外役員を除く取締役が他の上場会社の役員等を兼任する場合には、取締役会の承認を要することにより、その兼任状況を監督するとともに、社外役員についても、年1回、兼任状況を確認するアンケートを実施することで、その兼任状況を管理しております。そして、取締役の兼務状況は、定時株主総会に提出される事業報告において開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

当社では、取締役全員による取締役会の実効性に関する自己評価を行っております。

各取締役が25の項目を5段階で評価し、事務局にてとりまとめ、結果を取締役会へ報告・協議しております。

本年実施した自己評価を踏まえ、2025年4月25日開催予定の取締役会にて、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う予定でございます。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役がその役割・責務を適切に果たすため、これらの者が新たに就任する際は、関係法令及びコーポレート・ガバナンス等に関する専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や経営課題等に関する研修を、いずれも当社の費用負担にて継続的に実施しております。

上記に加え、社外取締役(監査等委員)が新たに就任する際は、事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施するとともに、各取締役には、毎年各事業の事業戦略等について、他の取締役や監査等委員に対する説明の機会を設け、社外取締役(監査等委員)に対しても、事業課題等につい

て、必要な情報提供を行っております。

【原則5 - 1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、「タイムリー」「積極的」「正確」「公平」「明快」なIRを基本方針としています。経理部門内にIR担当者を配置し、対応しております。また、代表取締役社長及び経理部門長がIR活動に積極的に関与し、投資家や株主からの要望に対して、業績や経営状況に関する説明を行うことを基本方針としています。

対話の手段として、機関投資・アナリスト向けの説明会を年2回(中間、期末)開催するとともに、説明会の内容をWEBサイトにも掲載するなど投資家、株主向け資料の充実に努めております。また、四半期毎に投資家との個別面談もおこない、IR活動における投資家・株主からの意見等については、取締役及び経営幹部に報告し、企業価値の持続的向上に繋げるための体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,011,900	9.99
ROYAL BANK OF CANADA SINGAPORE BRANCH-CLIENT'S A/C	3,751,465	7.47
柴田 高	3,310,023	6.59
柴田 仁	3,285,205	6.55
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309	3,185,900	6.35
ZONGYI SOLAR POWER(LUXEMBOURG)	2,129,400	4.24
柴田 晃宏	1,898,085	3.78
興和株式会社	1,508,000	3.00
アース製薬株式会社	1,311,400	2.61
柴田 航	1,214,385	2.42

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

・2021年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、サイノールリッチーズリミテッド(SINO RICHES LIMITED)が2021年2月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
サイノールリッチーズリミテッド (2,065,800株、4.69%)

・2021年9月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、韓保維が2021年9月6日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
韓保維 (3,339,045株、7.59%)

・2023年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者2社が2023年10月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
野村證券株式会社 (699,700株、1.38%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (207,012株、0.41%)
野村アセットマネジメント株式会社 (1,128,900株、2.25%)

・2023年8月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、キングワールドメディシンズヘルスマネジメントリミテッドが2023年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
キングワールド メディシンズ ヘルス マネジメント リミテッド (3,185,900株、6.42%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
富永俊秀	他の会社の出身者											
土居健人	他の会社の出身者											
三輪哲生	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富永俊秀	○	○	――	パナソニックグループ企業において、事業会社の再建及び事業拡大に尽力された後、パナソニックホールディングス㈱において監査役として重要な役割を担われました。同氏の、現場重視の姿勢と現実に応じたアプローチに根ざした豊富な知識と経験に基づき、当社の再成長に向けて貢献いただけると判断したため、社外取締役役に選任しております。
土居健人	○	○	――	P & Gグループにおいて、世界的な規模で消費財マーケティングに従事した実績を有しており、その後、アパレル・コンテンツ事業等多岐に渡る分野において企業経営の要職を歴任されております。こうした同氏のマーケティングに関する深い洞察に基づき、非常に有益な意見をいただけるものと判断したため、社外取締役役に選任しております。
三輪哲生	○	○	――	武田薬品工業㈱において、研究開発部門の要職を担われた後、製造現場から医薬品のサプライチェーン管理に至るまでの幅広い業務を経験されております。同氏からは、これらの深い知識と経験に基づき、当社の発展に対して重要かつ有益な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会をサポートするための組織として、監査等委員会事務局を設置し、当該事務局に2名を配しております。当該使用人の取締役(監査等委員を除く。以下、同じ)からの独立性に関する事項及び同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を次のように定めております。

(1) 当該使用人は、その命令を受けた事項に関して、取締役及び他の管理者の指揮命令は受けないものとします。

(2) 当該使用人の人事異動(異動先を含む)、人事評価、懲戒処分に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査等委員会監査の組織は、内部監査室に2名を配し、監査等委員会は監査等委員3名(うち3名が社外取締役)で構成されています。監査等委員会は常勤監査等委員を中心に職務を分担し、更に監査等委員会事務局への指示や同事務局に職務の執行を補助させることによって監査の充実及び効率化を図っております。

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の従業員等と意思疎通を図り、監査環境の整備に努めております。また、適宜、会計監査人より報告を受け、その監査の相当性を監視・検証しております。

なお、本報告書提出日現在において、監査等委員のうち2名は非常勤の社外取締役となっておりますが、内部監査室及び会計監査人との連携により監査の実効化を図っております。常勤の監査等委員と内部監査室は、月1回の定例監査連絡会を開催し、内部監査について共同検証を行っております。また、経理部門から四半期毎に決算内容の報告を受けております。

常勤の監査等委員は、会計監査人より、監査計画及び監査方法並びにその結果について報告を受け、さらに、四半期レビュー、期中監査、内部統制監査に伴う確認作業等においては、最低月1回のミーティングを実施しております。その際、会計監査人のみならず、内部監査室を含めた三様監査を実施し、3者の情報共有と円滑な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明

取締役及び経営陣の適切な選解任と報酬に関する手続きの公平性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、2023年11月21日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、「指名報酬委員会」を設置することを決議いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員を除く。)の報酬等につきましては、業績連動報酬(以下、「業績連動賞与」という。)、株式報酬、これら以外の報酬等(以下、「固定報酬」という。)により構成されております。

業績連動賞与については、連結財務諸表の売上高(以下、「連結売上高」という。)、業績連動賞与の算定に用いる営業利益(以下、「連結営業利益」という。)、業績連動賞与の算定に用いる自己資本利益率(以下、「ROE」という。)を評価指標とし、これらの指標の目標達成率に基づき評価を決定し、その評価に応じた賞与係数を各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬額に乗すること等によって、個別の賞与額を決定いたします。上記評価指標を採用した理由については、業績連動賞与のインセンティブとしての機能をより高めるとともに、客観的にも明確な指標を採用することで、業績連動賞与の決定における透明性を高めるためであります。

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2020年度より取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額については、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、上記第72回定時株主総会決議で承認された報酬枠とは別枠で年額350百万円以内を限度とする旨決議されております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2024年12月期 取締役報酬総額 99百万円

取締役(監査等委員を除く。)の固定報酬の額については、代表取締役社長柴田高への個別報酬額一任方式から、2023年11月に設置した指名報酬委員会の諮問を経たうえでの取締役会決議による方法へと変更いたしました。指名報酬委員会は、取締役会からの任意の諮問を受け、各職位とその責任範囲、在任年数等及び当社における業績や市場データにて取得した他社の水準等を総合的に考慮し、取締役(監査等委員を除く。)の報酬等限度額の範囲内で、個々の取締役(監査等委員を除く。)の報酬額を取締役に答申いたします。取締役会は、これらの答申に基づき、個々の取締役(監査等委員を除く。)の報酬額を決定いたします。この新しい方法による報酬額の決定につきましては、2024年3月28日の取締役会において決議しております。

業績連動賞与と固定報酬の支給割合は、評価指標の達成率に応じ、0%から150%となっております。

取締役(監査等委員を除く。)の報酬等については、2018年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額600百万円以内(そのうち報酬額は年額300百万円以内、賞与額は年額300百万円以内、ただし、使用人分は含まない。)を限度とする旨決議されております。

監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等を考慮し、監査等委員会において決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬等については、2018年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額70百万円以内(そのうち報酬額は年額50百万円以内、賞与額は年額20百万円以内)を限度とする旨決議されております。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、監査等委員である取締役又は監査等委員会事務局が、社内の重要な会議(取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等)に参加し、その内容を社外取締役に共有しております。
また、会計監査人や内部監査室とも連携を密にし、定期的に会合をもつなど、必要なサポート体制を構築しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査等委員会設置会社の体制を採用しております。
監査等委員会、監査等委員である取締役(以下、監査等委員といいます。)富永俊秀、土居健人及び三輪哲生で構成され、3名とも社外取締役であります。
会社法による法定の機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しており、取締役会上程議案の事前協議の他、様々な案件の決議、承認、協議、情報共有を行う機関として、取締役ならびに各部門の責任者で構成される経営会議を設置しております。

また、取締役及び経営陣の適切な選解任と報酬に関する手続きの公平性、透明性、客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	十分な検討期間を確保するため、原則、総会の約3週間前に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性向上を図るため、電磁的方法による議決権行使を可能にしております。

2.IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、第2四半期決算後と本決算発表後に、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに投資家向けサイトとして「IR情報」を設けており、決算短信等の決算情報資料や決算情報以外の各種適時開示資料等を掲載しております。 https://www.seirogan.co.jp/ir/ir/news.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部がIR担当部門であり、専任の担当者を設置しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「自立」、「共生」、「創造」を基本理念とし、世界のお客様に健康という大きな幸せを提供するため、今後も事業領域である「医薬品」と「感染管理」の分野において世界トップレベルの技術とノウハウを持つ企業へ成長すべく日々邁進しております。その基本理念のもと、お客様、株主をはじめとする各ステークホルダーとの良好な関係構築にも努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全への行動指針を定め具体的な取り組みを推進しているとともに、その方針に基づき、全社員一丸となり環境管理活動に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、健全な企業統治こそが事業発展のために重要であると考えております。その実現のために、グループ全体に内部統制システムを構築することとし、職務の効率性向上のための体制、リスク管理体制、法令遵守をはじめとするコンプライアンス体制、及び内部監査体制を構築、整備し、その充実を図るとともに、監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制や環境の整備を推進していくと考えております。

内部統制システムの整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は「自立・共生・創造」を基本理念とし、世界のお客様に健康という大きな幸せを提供する」という「企業理念」を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることに加え、社内報等による繰り返しの啓蒙活動により、法令遵守及び倫理観をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。
- (2)取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役及び執行役員から定期的に、また必要に応じて、業務執行状況の報告を受け、取締役及び執行役員の職務執行を監督します。
- (3)取締役会の補足機関として、取締役ならびに各部門の責任者で構成される経営会議を週1回開催しており、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について討議と決議を行っております。
- (4)代表取締役社長直轄下に「内部監査室」を設置し、常勤の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)とも協議の上、定期的に各部門の内部監査を実施しております。その他緊急を要する事項等については、その都度機動的に対応しております。監査等委員会は、内部監査室に監査の指示を行うことができるとともに、内部監査室の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき密接な情報共有及び連携を図ります。
- (5)代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、グループ内のリスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、グループ内リスクの低減及びその適切な対応を図ります。
- (6)当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス上の問題を発見した場合はすみやかにリスクマネジメント委員会に報告することとしております。このほか、コンプライアンスに関するホットラインとして内部通報制度を設け、社内窓口をリスクマネジメント委員会、社外窓口を弁護士事務所として、コンプライアンスに関する情報の確保に努めております。リスクマネジメント委員会は、必要に応じて関係各部署の協力のもと、その通報内容を調査し、適宜、すみやかに是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要な場合には関係者への処分を行います。
- (7)使用人の法令または定款違反行為については、人事部門責任者が懲戒委員会に処分を求めることとし、取締役の法令または定款違反行為については、取締役間で相互に監督するとともに、各取締役が適宜、取締役会に具体的な処分を具申することとしております。
- (8)当社は、反社会的勢力に対して、「リスクマネジメント規程」に基づき、一切の取引を行わないことを基本方針としております。また、対応統括部署を設置し、反社会的勢力からの不当要求等が発生した場合には、すみやかに取締役会等に報告する体制を整備しております。さらに、それらに関する情報収集や不当要求に迅速に対応すべく、所轄の警察署、企業防衛対策協議会、弁護士等との連携を積極的に図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等の取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存するものとしております。取締役は、これらの文書または電磁的媒体を閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部門において、規則及びガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとしております。そして、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は、リスクマネジメント委員会にて行うものとします。また、新たに生じたリスクについては、リスクマネジメント委員会においてすみやかに担当部門及び対応責任者を定めるものとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、企業理念をベースに毎年策定される年度計画及び中期経営計画に定められた経営目標とりに職務の執行が進められているかを、業績報告を通じ定期的に検査するものとします。
- (2)取締役の業務執行については、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には、原則として事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとるものとします。
- (3)日常の業務執行に際しては、職務権限規程及び組織・分掌業務規程等に基づき権限の委譲が行われ、執行役員等各レベルの責任者が意思決定ルールに則り職務を執行することとします。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)代表取締役、業務執行を担当する取締役及び執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導するものとします。
- (2)当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社における事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、当社への報告を行うことを義務付けております。
- (3)グループ各社における業務執行に際しては、グループ各社の職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、グループ各社における各レベルの責任者が意思決定ルールに則り職務を執行することとします。
- (4)内部監査室は、グループ各社における内部監査を実施または統括し、グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証するものとします。また、内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、代表取締役社長に報告されるとともに、その重要度に応じて当社の取締役会等の所定の機関に報告されるものとしております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役(監査等委員を除く。以下、同じ)からの独立性に関する事項及び同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社は、監査等委員会からの要請があったときは、直ちに、監査業務に必要な事項を命令できる使用人を配置するものとします。
- (2)当該使用人は、その命令を受けた事項に関して、取締役及び他の管理者の指揮命令は受けないものとします。
- (3)当該使用人の人事異動(異動先を含む)、人事評価、懲戒処分に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1)当社グループは、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会に報告すべき事項を定めるものとしておりますが、その報告すべき事項には以下の事項を含むこととします。
・経営会議で決議された事項

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ・重大な法令または定款違反
- ・リスクマネジメント委員会に対する報告または内部通報の状況
- ・その他コンプライアンス上重要な情報

(2) 監査等委員会は、職務執行に必要と判断した場合には、上記以外でも当社グループの取締役または使用人に報告を求めることができますとします。

(3) 前2号に従い報告を行った当社グループの取締役または使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役その他の取締役との間で定期及び非定期に会合を持ち、会社の経営実態、問題点、課題等の情報共有を図るものとしております。

(2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の監査が実効的に行われるために、必要に応じて、監査等委員会の監査に協力するものとしております。

(3) 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署の設置状況

対応統括部署を設置し、反社会的勢力からの不当要求が発生した場合には、対応統括部署がその情報を一元管理し、すみやかに取締役会等に報告する体制を整備しております。

(2) 外部との専門機関との連携状況

反社会的勢力に関する情報収集や反社会的勢力からの不当要求に迅速に対応すべく、対応統括部署を中心に、所轄の警察署、企業防衛対策協議会、弁護士等との連携を積極的に図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

企業防衛対策協議会から反社会的勢力に関する情報を収集し、その情報は対応部署において把握かつ保管されます。そのうち重要と思われる情報については、他部署にも提供し、情報共有する体制を整備しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力からの不当要求に適切に対応するため、反社会的勢力対応マニュアルを作成し、全社員に周知徹底させております。

(5) 暴力団排除条項の規定

取引先が反社会的勢力であることが判明した場合の速やかな関係解消策として、契約書には暴力団排除条項を規定しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策の導入計画はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示体制の整備に向けた取組み

投資家が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢としております。また、「タイムリー」「公平」「正確」「積極的」「明快」な開示を基本ポリシーに、投資家・アナリスト・メディア等のステークホルダーに向けて適時開示が可能な体制を構築しております。

適時開示に係る教育に関しましては、役員・従業員に対して、経営会議、月次営業報告会等において、適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

当社IRウェブサイトにおきましては、適時開示情報以外にも、投資家に有用となる様々な情報を掲載し、質の高い情報開示の実践に努めております。

適時開示は、経理部が担当し、経理部門長を情報取扱責任者としております。

2. 適時開示担当組織の状況

担 当 部 署 名 : 経理部

担 当 人 員 : 経理部門長 他 3 名

情 報 取 扱 責 任 者 : 経理部門長

3. 適時開示手続き

(1) 決定事実に関する情報

経営の重要な事項につきましては、取締役及び各部門の責任者で構成され、毎週開催される経営会議での事前審議や承認等を経て、毎月1回の定時及び臨時で開催される取締役会にて決定されます。機関決定の必要となる事案の情報発生部署責任者は、情報取扱責任者（経理部門長）へ当該事案情報を経営会議への上程に先立って報告します。情報取扱責任者は事案内容を代表取締役へ報告すると共に適時開示要否を判断し、必要である場合は、情報開示担当部署に開示書類作成を指示します。代表取締役は当該事案審議に向けた経営会議を招集し、一方で、情報開示担当部署は情報発生部署に事案内容を確認し、必要に応じて会計監査人や法律事務所等の助言を仰ぎ、東京証券取引所上場部へ事前相談を行いつつ、適時開示書類の作成を行います。経営会議においては、情報発生部署責任者より上程された事案の審議が行われると共に、適時開示が必要となる場合は、情報取扱責任者より開示書類原案が提出され、併せて原案内容の確認が行われます。開示が必要となる事案が承認され、さらに取締役会に上程後、決議された時点で情報取扱責任者が開示指示を受け、速やかに情報開示担当部署が開示を行います。なお、適時開示規則上、必ずしも情報開示が必要でない事案につ

いても、経営施策上、積極的に開示すべきと判断された場合は、代表取締役の承認の上、任意の開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

該当する事実が発生した場合、該当事実の情報取得者は情報発生部署責任者に直ちに報告し、次いで情報取扱責任者に報告いたします。情報取扱責任者は発生事実の内容を代表取締役へ報告すると共に適時開示要否を判断し、必要である場合は、情報開示担当部署に開示書類作成を指示します。情報開示担当部署は、必要に応じて会計監査人や法律事務所等の助言を仰ぎ、東京証券取引所上場部へ事前相談を行いつつ、適時開示書類の作成を行います。代表取締役より情報取扱責任者は開示指示を受け、速やかに情報開示担当部署が開示を行います。

(3) 決算に関する情報

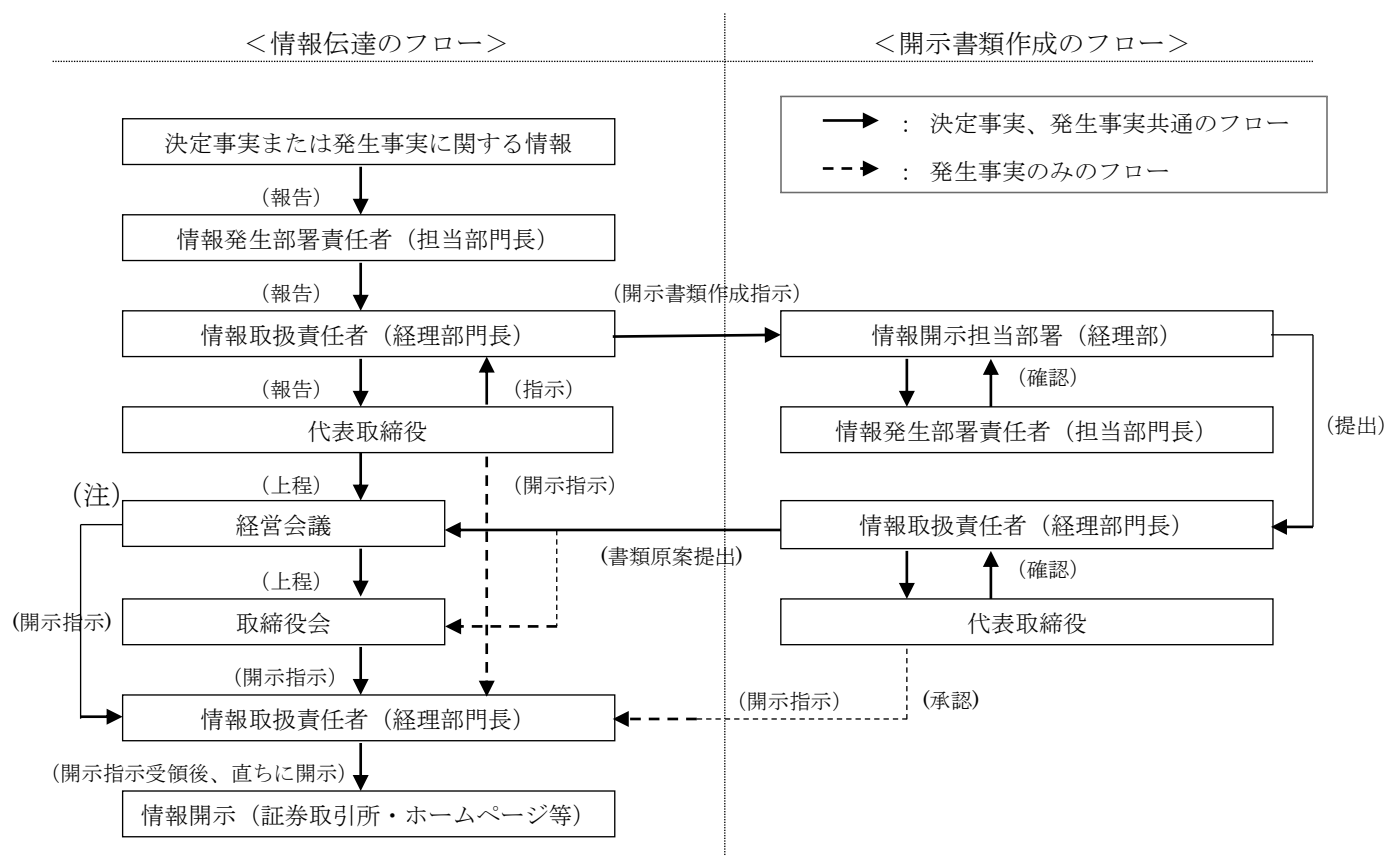
決算に関する情報につきましては、経理部が中心となり決算開示資料を作成し、会計監査人の監査を経て、取締役会において承認された情報を決算日後 45 日以内に開示しております。

(4) 企業集団に係る適時開示手続き

当社は連結子会社 6 社（国内子会社 2 社、海外子会社 4 社）を有しておりますが、6 社共に非上場会社であります。連結子会社からは、月次決算書及び営業報告書を翌月の 12 日までに提出を受けております。また、当社の取締役又は従業員は子会社役員を兼務しており、重要な意思決定に参画しております。これらにより得られる重要な情報については情報取扱責任者に集約され、当該責任者は必要に応じて会計監査人や法律事務所等の助言を仰ぎつつ、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当事項については速やかに開示を行っております。

(5) 適時開示フロー（模式図）

適時開示手続きに関する事務フローは、次のとおりであります。



以 上

